



THE ROTARY CLUB OF NAGANO WEST

長野西ロータリークラブ



例会 毎週金曜日 12:30~13:30 ホテル国際 2 1
事務局 〒380-0838 長野市県町576 ☎026(235)2800 FAX 026(235)0016
e-mail:nwrc@sweet.ocn.ne.jp

会長／池田 修平 幹事／中野 欣哉 クラブ会報委員長／青木 宏
SAA／小山浩太郎 副 SAA／若麻績信昭

第1329回例会 2015年（平成27年）2月27日（金）

ロータリーに輝きを LIGHT UP ROTARY

会長挨拶 池田修平会長

前回は建設会社の話をさせて頂きましたが、今日は建築設計の話をしたと思います。日本では昔の建物を作るのに設計事務所とか、設計士という職業があった訳でもなく、大工さんの棟梁とか、親方が中心になって作図をして建物を作り上げてきたのが実情で、神社、お寺など現存する木造建築はこうやって造られてきました。明治時代になり、ようやく設計に専念する人達がスタートしました。東京駅や日本銀行などまだ現存する建物がある辰野金吾氏が草分けとして始まってきました。ヨーロッパやアメリカでは個人の設計家として有名なガウディ、ライトなど設計士として確立されていました。戦後昭和25年に建築士法が制定されこの時に一級建築士23,000人、二級建築士38,000人が誕生しました。この方たちは試験を受けないで経験と実績で資格を得ています。丹下健三さんをはじめ著名な方が大勢活躍されました。ちなみに田中角栄さんは16989号でした。今回はこの続きをしたいと思います。

3 / 6 本日のプログラム

会員卓話 中村千夏さん

2015~2016年度地区役員・委員への委任状

地区指名副委員長ほか4委員会：綿貫隆夫 P G
ロータリー財団監査委員：柄澤重登さん
北信第1グループガバナー補佐：伊東義次さん
青少年育成プログラム危機管理委員：高井新太郎さん
社会奉仕委員：南 信行さん
インターアクト委員：小池裕孝さん



幹事報告 中野欣哉幹事

- * 第8回 クラブ協議会報告
- ・米山奨学生世話クラブについて依頼につき受諾
2015学年度米山新規奨学生
ヨンジャン サントスさん (24歳) ネパール
学 籍 信州大学土木工学 修士1年
給付期間 2015年4月1日~2017年3月31日
カウンセラー：関 幸博さん
- ・3月17日 情報集会 18:30~Zawacc Caffe
ご希望の方は、3/10までお知らせください。
- ・3月3日駅前モニュメント除幕式1時~会長。

出席・ニコBOX報告 竹村利之例会運営委員

2/27(会員54名)出席30名前々回修正出席率91.11%

- ・池田修平さん☆群馬遠征コンペ、優勝しちゃいました。嬉しいです。
- ・竜野晃一さん☆柄澤さんご苦労様です。
- ・柄澤重登さん☆今日はガンバラないで気楽に卓話できるといいのですが！！

・合計 9,000円 ・累計 534,121円

新春親睦ゴルフコンペ

2015年2月22日(日) 16名参加

群馬県小幡郷ゴルフ倶楽部で2015長野西ロータリー新春親睦ゴルフが開催されました。気温15度と春のような陽気の中、女子プロのトーナメントが開催されていたコースで、思い々のショットを楽しんできました。優勝は池田会長、準優勝は、小池さんでした。皆様、お疲れ様でした。

(西沢 徹会員家族委員)



優勝は池田会長



例会案内

3月13日 ゲスト卓話 中島麻希さん

「信州の“食”を楽しむ」

会員卓話 柄澤重登さん

「改正相続税について」



平成27年1月1日から相続税法が改正され、相続税を払う人が増えることになるニュースを、マスコミは解説記事を、又相続税についての講習会、説明会、相談会が多く開催されています。何がどう改正されたか、どれだけの納税者が増えるかについてお話ししましょう。まず、〈相続税を統計からみる〉

- 1、国の平成26年度歳入予算(当初予算)→消費税16.0%、所得税15.4%、法人税10.4%、その他10.3%、公債金収入43.0%、その他収入の内、相続税は1.6%、酒税1.4%とほぼ同じ割合です。
- 2、一年間に亡くなった人のうち相続税の申告書に係る亡くなった人の課税割合は4.3%(平成25年度国税庁発表)、しかし私は統計の「うそ」があると考えています。現実には東京都は特に23区、地価が高いのが原因ですが9.1%、長野県は2.9%です。地域によって大きな差があります。財務省は改正後の課税割合を1.5倍台まで回復と予測?

東京都内に住む人の内1.5倍、約14%の人が(被相続人)課税対象と改正後はなります。一方長野県は2.9%のそれが約4.4人です。約3倍の開きがあります。したがって相続税に対する感覚は全く異なることにもなります。

- 3、では何が大きく改正されたのか。

改正前の基礎控除

5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

改正後改正前の60%

3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

法定相続人3人(配偶者、子供2人)のケースでは、改正前8,000万円まで非課税だったのが、4,800万円から課税されますから大きな違いです。ただし、一定の条件はありますが、(1)配偶者の税額軽減、(2)小規模居住用及び事業用宅地(併用も可)の特例があります。大部分の人が適用できます。お考えになってはいかがでしょうか。

別に「Q&A今、知っておきたい相続税」の冊子を用意しました。ご一読ください。